

●地域生活支援拠点・基幹相談支援センターの整備に向けた検討状況の報告について

1 目的

地域生活支援拠点は、障がい者の高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの

※第6期障害福祉計画基本指針（国）

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

市町村においては、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、相談支援に関して指導的役割を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用することが重要である。

※第6期障がい福祉計画（越谷市）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等	0	0	1
基幹相談支援センター	未設置	未設置	設置

2 主な機能・概要

地域生活支援拠点	①相談	基幹相談支援センターが、地域移行支援や緊急時の受入れ調整など、必要なサービスをコーディネートする機能
	②緊急時の受入れ	短期入所を活用した緊急受入体制や、障がい者の状態変化等に伴う医療機関への連絡等の対応を行う機能
	③体験の機会・場	グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会の場を提供する機能
	④専門的人材の確保	障がい者に対する専門的な対応を行うことができる体制、人材の養成を行う機能
	⑤地域の体制づくり	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制や地域の社会資源が相互に連携する機能
基幹相談支援センター	より専門的な相談対応、地域の相談事業者への指導・助言等を行い、障がい者の地域移行、地域定着を促進する機能	

3 専門部会の設置

障害者地域自立支援協議会（障害者総合支援法第89条の3）に、地域生活支援拠点・基幹相談支援センター設置準備専門部会を設置し、本市のニーズを踏まえて、上記の中から必要な機能等の検討・協議を行う。

●第1回会議 令和3年7月21日（水）実施